産業廃棄物の収集運搬業務委託仕様書

この仕様書は、委託者の事業活動によって排出される産業廃棄物の収集運搬業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件　　名　　市川市終末処理場産業廃棄物（汚泥）収集・運搬業務委託（その4）

2 業務目的　　本業務は、市川市終末処理場から排出される産業廃棄物（汚泥）を収集運搬することを目的とする。

3 委託場所　　市川市東菅野2丁目23番1号

4 委託期間　　令和7年7月1日 ～ 令和8年3月31日

5 産業廃棄物の種類及び数量

種類　　汚泥（脱水ケーキ）

予定数量　1，000t

6 処分の場所の所在地

株式会社エコ計画

（1）埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字上田250番5 他7筆

（2）埼玉県比企郡嵐山町花見台12番

7 業務内容

(1) 受託者は、別紙3．廃棄物情報に示す産業廃棄物（汚泥）を市川市終末処理場から約110回程度積み込み、契約業者へ搬出するものとする。この場合の収集運搬時間は、7時00分から16時00分までの委託者が指定する時間とし、産業廃棄物の多少にかかわらず全量を適切に収集運搬するものとする。

受託者は、市川市終末処理場からの産業廃棄物の運搬に当たっては、施設利用者に危険を及ぼさないように特に注意しなければならない。

(2) 産業廃棄物の収集運搬の方法

ア) 収集運搬に当たっては、飛散流出しないようにすること。

イ) 収集運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ウ) 収集運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

エ）収集運搬車及び運搬容器は、廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

オ）委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、破損しない方法により、かつ、その他の物と混合しないよう区分し、その他の物と混合しないように仕切りを設ける等必要な措置を講じること。

カ）その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項は、特記仕様書によるものとする。

8　廃棄物の適正処理のために必要な情報の提供

委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次に掲げる事項を記載した廃棄物データシートその他の書類を契約時に受託者に提供するものとする。委託者は、委託する産業廃棄物の収集運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに受託者に通知するものとする。

(1) 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

(2) 通常の保管状態における腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状に関する事項

(3) 他の産業廃棄物との混合等により生じる支障に関する事項

(4) 日本工業規格(JIS C0950)に規定する含有マーク等による表示に関する事項

次に掲げる産業廃棄物であって日本工業規格(JIS C0950)に規定する含有マーク等による表示が付されている場合には、当該含有マークの表示に関する事項(貼付されている旨)

・廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機(平成 18 年7月 1 日以降に製造されたものに限る。)

(5) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨

(6) その他取り扱う際に注意すべき事項

9　収集運搬車の表示

運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくものとする。

10　産業廃棄物管理票(マニフェスト)

(1) マニフェストについては携帯するものとする。

(2) 運搬終了時にマニフェスト B2 票を委託者に送付するものとする。

(3) マニフェストの記入方法は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の定めによるほか、特記仕様書によるものとする。

11 安全対策

受託者は、業務の実施に当たって次のとおり安全対策を措置するものとする。

(1) 運行開始前の車両各部についての道路運送車両法に基づく点検その他交通関係法令に基づく安全対策を措置するものとする。

(2) 作業は、常に安全第一を心がけ、業務上の事故防止については細心の注意を払い、必要な対策を講じるものとする。

(3) 積み込み、運搬、積み下ろしその他業務の安全が図られるように人員を配置するものとする。

(4) 業務に従事する者に対しては、新規雇用時及び定期的に安全衛生教育を実施しなければならない。

(5) 業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちにその旨を関係機関及び委託者に連絡し、その処理については委託者と協議し、責任をもって一切の手続を行うものとする。

12 業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

受託者は、業務完了後、委託期限までに完了届を委託者に提出するものとする。また、毎月の業務終了後、速やかに業務完了報告書を委託者に提出するものとする。

13 契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

受託者は、契約の条項又は法令等の規定に違反し、契約を解除された場合、解除された後もその産業廃棄物に対する契約上の受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、処分の残っている産業廃棄物の収集運搬等業務を自ら実行するか、又は委託者の承認を得た上で、当該産業廃棄物の収集運搬等の許可を有する他の者に受託者の自己の費用をもって業務を行わせなければならない。

14 再委託の禁止

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の収集運搬等業務を他人に委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

15 その他

(1) 当該産業廃棄物を収集運搬等するための許可証の写しを提出するものとする。

(2) 委託契約書については契約終了の日から5年間保存するものとする。

(3) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務

の改善を受託者に求めることができる。

(4) 受託者は、第三者に対して不快を与えないよう細心の注意を払って業務を履行するものとする。
(5) 受託者は、委託者の取り組んでいる環境施策（ごみの資源化・減量、カラス対策等）に対し、十分理解し、協力しなければならない。
(6) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
(7) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
(8) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
(9) 業務の履行に当たっては、廃棄物処理法、労働安全衛生法、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
(10) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

産業廃棄物の収集運搬業務委託特記仕様書

この仕様書は、委託者の事業活動によって排出される産業廃棄物の収集運搬業務に関して、受託者が当該業務を履行するために特に必要な事項を定めるものとする。

1 件 名 市川市終末処理場産業廃棄物（汚泥）収集・運搬業務委託（その4）

2 業務体制

⑴受託者は、受託者が汚泥の収集・運搬車両の点検整備等がある場合、当該業務委託の実施にあたり支障が生じないよう事前に計画書を委託者に提出すること。

⑵終末処理場内汚泥処理施設からの搬出

1)搬出日は、12月31日、1月 1 日、1 月2日を除く委託期間内において委託者の指定する日とする。（原則として、土曜日、日曜日、祝日も収集運搬すること。）

2)搬出する量および時間については下記のとおりとする。

原則1台/日とし、搬出量は 最大10t/台 とする。

搬出時間は7時00分から16時00分までの委託者が指定する時間とする。

3)委託者の事情により時間の変更及び台数の増減があった場合でも、産業廃棄物の収集・運搬を行うこと。

4)受託者は収集・運搬車両が過積載とならない等、必要な措置を講じること。

3 受託者の条件

（1） 千葉県及び搬出先について収集・運搬にかかる県の許可証を取得していること。

（2） 搬出先から受入れの承諾を書面により受けること。

（3） 搬出先において受入れ可能な車両（承諾を受けている車両）で業務を実施すること。

（4） 搬出先から新規入場者教育を求められた場合には、遅滞なく受講すること。

（5） 搬出先において受入れ場所に変更があった場合には、受入れ先の指示に従って業務を実施すること。

4 収集・運搬について

⑴車両

排出する搬出量を積載可能であり、かつ事業用ナンバーを受けていること。

収集・運搬中に、雨水等の浸入により過積載状態とならないように措置すること。

⑵車検証

受託者は、本件に使用する車検証の写しを委託者に提出すること。

なお、車検を受検した際には、遅滞なく当該車両の車検証書の写しを委託者に提出すること。

⑶運転者

受託者は、本件に従事する運転者につき免許証の写しを委託者に提出すること。

なお、運転者が免許更新を行った際には、遅滞なく当該運転者の免許証の写しを委託者に提出すること。

5. 処分事業者との連携

⑴受託者は、積残しの防止のため積込みの前後において荷台の写真(デジタルカメラ可)を撮影し、処分場の担当者に荷台の写真を提示のうえ指示に従い処分場内に搬入する様、努めること。

⑵受託者は、運搬先の処分事業者に収集・運搬業務の許可証、車両の車検証、運転者の運転免許証を事前に提示し、円滑に搬入できるように打合せを実施すること。

⑶受託者は、処分事業者と汚泥の搬入経路、受入れ場所、受入れ時間、搬入手順およびセキュリティー等について、お互い疑義のないように協議を実施すること。なお、問題が生じた際には、双方で協議の上解決すること。

6. 産業廃棄物管理票

産業廃棄物管理票A票には、「10t車1台」等と表示するため、処分場の台貫等により重量が確定した際に、B票以降の備考欄に重量(kg単位、測定値をそのまま記載すること)および測定場所(事業名称可)を記載(転写)すること。

ただし、前述の事項が明示されている計量伝票(納品書・計量票等)を産業廃棄物管理票裏面に見えやすいように添付する場合は、重量の記載のみとすることができるものとする。

7. 事故報告等

⑴事故が発生した際は、迅速に委託者に通報すること。また、30日以内に詳細について報告書をまとめて委託者に提出すること。

⑵運搬先である処分事業者との間に問題が生じた際は、当該事実について迅速に委託者に通報すること、また、双方の協議により解決した事項について解決後、遅滞無く報告書をまとめて委託者に提出すること。

⑶不測の事由等により、本委託契約業務の実施について支障が生じたとき、または生じる恐れがあるときは、速やかに委託者に報告すること。

８．提出書類一覧

（１）着手届

（２）履行計画書

（A4 フラットファイルにつづり提出、フラットファイルの表紙等については図１参考のこと）

① 汚泥運搬車両一覧表

② 汚泥運搬車両車検証（写し）

③ 従事ドライバー一覧表

④ 従事ドライバー運転免許証（写し）

⑤ 通行予定ルート図（高速道路・有料道路使用 ver.および一般道のみ ver.）

⑥ 緊急時連絡体制表

（３）業務完了報告書(月毎)(様式2)

（４）完了届（様式１）

9.添付資料

別紙. 1 市川市終末処理場 場内案内図

別紙. 2 汚泥搬出場所 案内図

別紙. 3 廃棄物情報

別紙. 4 処分場案内図

図１

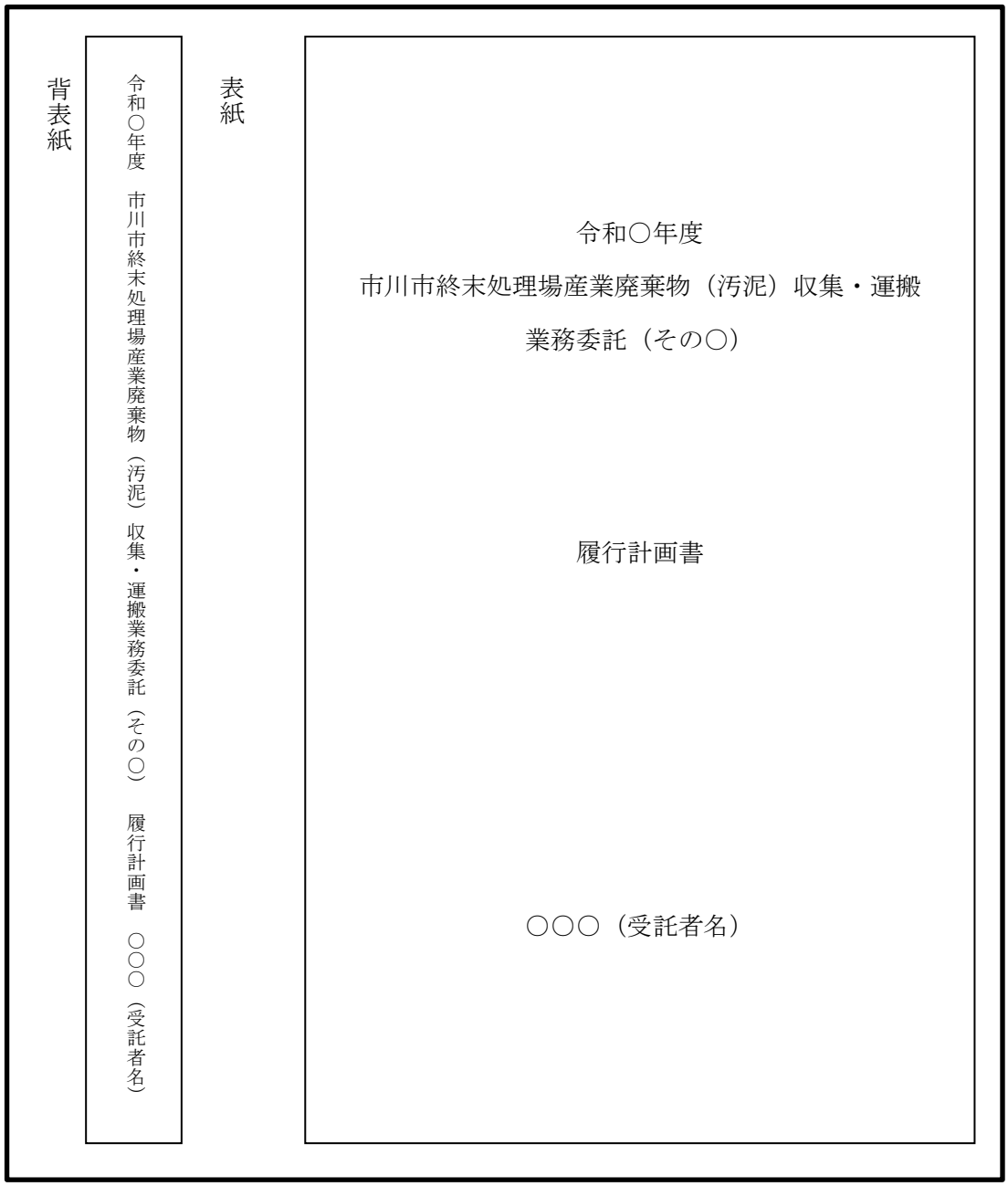
背表紙
令和〇年度　市川市終末処理場産業廃棄物（汚泥）収集・運搬業務委託（その〇）　履行計画書　〇〇〇（受託者名）
表紙
令和〇年度
市川市終末処理場産業廃棄物（汚泥）収集・運搬
業務委託（その〇）
履行計画書
〇〇〇（受託者名）

様式１

完　　了　　届

令和　　年　　月　　日

市 川 市 長 様

住　　所

氏　　名　　印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

１．委託事務（事業名）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．施行（納入）場所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．契 約 年 月 日　　令和　　年　　月　　日

４．委　託　金　額　　金　　円

（単価契約の場合は、総額を記入してください）

５．委　託　期　間　　令和　　年　　月　　日から

令和　　年　　月　　日まで

６．完 了 年 月 日　　令和　　年　　月　　日

様式２

業 務 完 了 報 告 書（第　期支払分）

令和　　年　　月　　日

市 川 市 長　　様

住　　所

氏　　名　　印

下記の通り業務が完了したので、報告をします。

１．委託事務（事業名）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．施行（納入）場所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．契 約 年 月 日　　令和　　年　　月　　日

４．支払期委託金額　　金　　円

５．支払期業務期間　　令和　　年　　月　　日　から

令和　　年　　月　　日　まで

６．支払期業務期間に　　令和　　年　　月　　日
おける完了年月日

７．作　業　報　告　　別紙、作業報告書のとおり

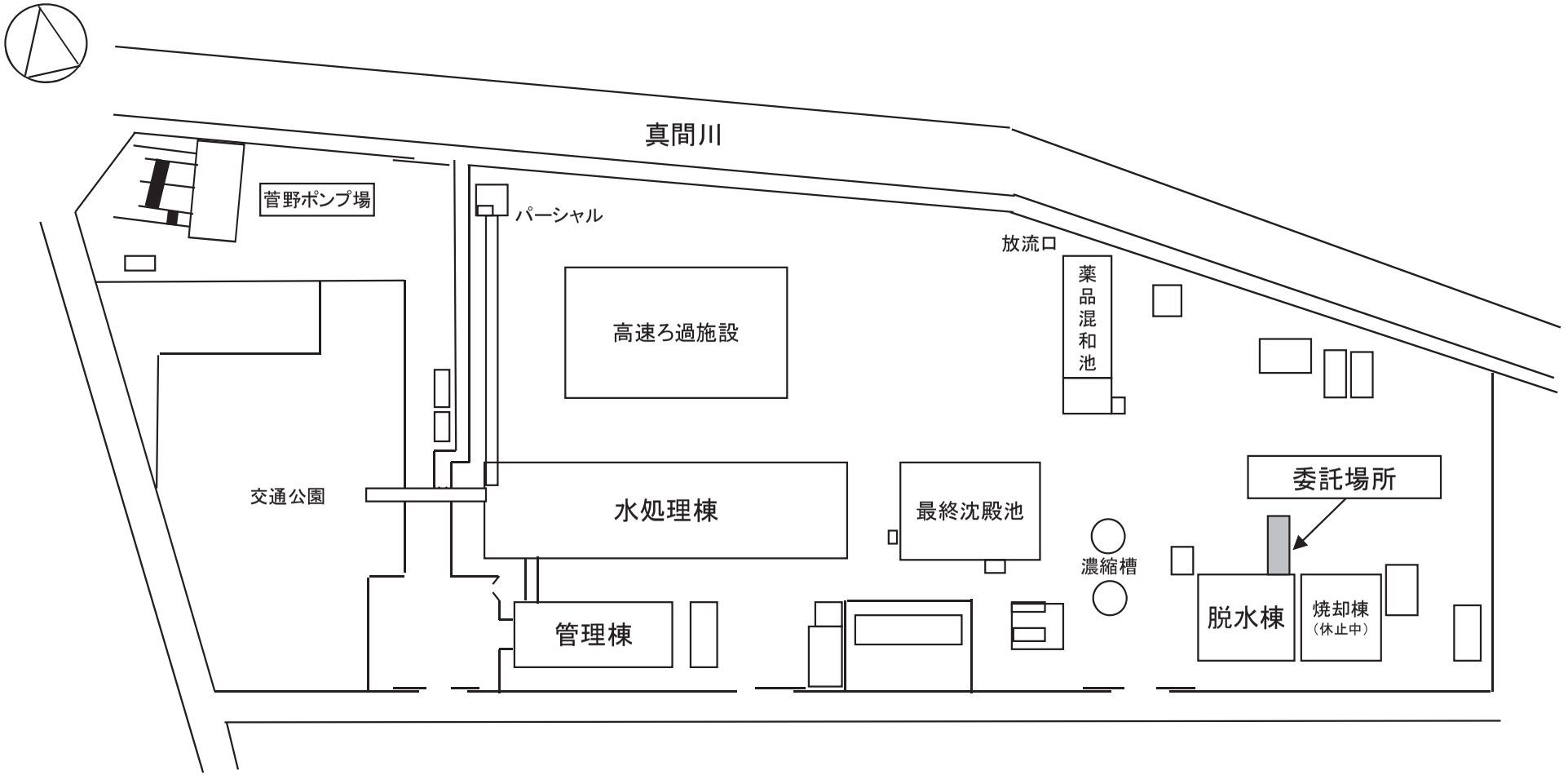

委託場所：千葉県市川市東菅野2丁目23番1号

市川市　下水道部　河川・下水道管理課（終末処理場）	菅野終末処理場　場内案内図		図面番号　A－101

別紙. 1

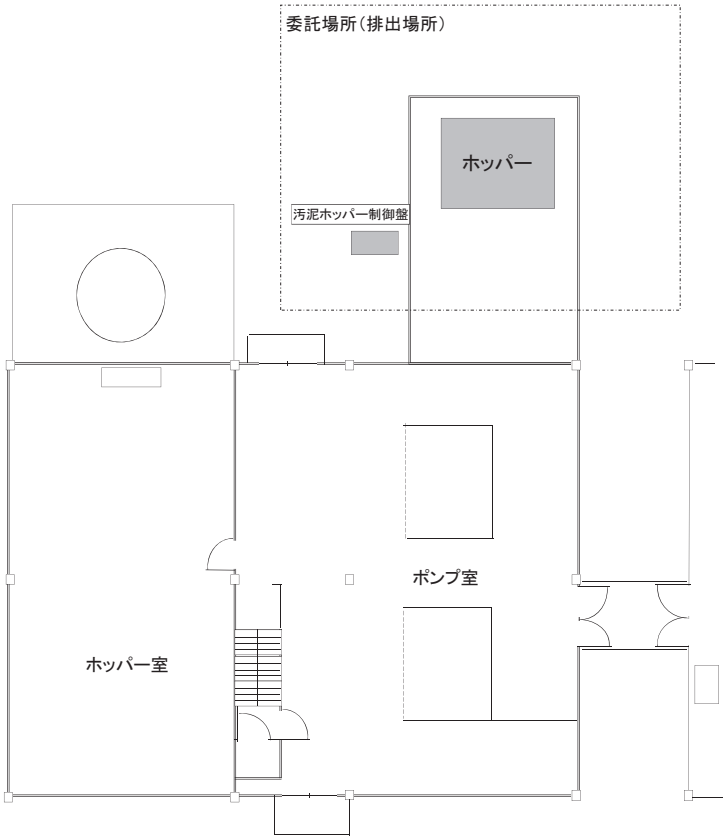

脱水棟（１階）

市川市　下水道部　河川・下水道管理課（終末処理場）	委託場所　案内図		図面番号　A-102

廃　棄　物　情　報　　別紙．３

廃棄物の名称　汚泥（脱水ケーキ）

排出事業者	名称	市川市	電　話	047-325-0144	FAX	047-325-0145
	住所	〒272－8501 市川市八幡1丁目1番1号	部課名	下水道部 河川・下水道管理課 終末処理場	作成者	
排出場所	（別添に示すとおり）					
廃棄物の種類 ☑ 産業廃棄物 ☐ 特別管理廃棄物	☐ 燃えがら　☑ 汚泥　☐ 廃油　☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ　☐ 廃プラスチック　☐ 紙くず　☐ 木くず ☐ 繊維くず　☐ 動植物性残さ　☐ 動物系固形不要物　☐ ゴムくず ☐ 金属くず　☐ ガラス・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず　☐ 鉱さい　☐ がれき類 ☐ 家畜のふん尿　☐ 家畜の死体　☐ ばいじん　☐ 13号廃棄物 ☐ 廃石綿等　☐ 感染性廃棄物　☐ 廃PCB等　☐ 有害物質 ☐ その他（　　）					
関連法規	☐ 危険物（　類　石）　☐ 特化物　☐ 有機溶剤　☐ 毒劇物　☐ 悪臭物					
提出資料	☐ サンプル（　　）　☐ 写真　☐ 分析成績書　☐ その他（　　）					
廃棄物形状	☐ 液状（ﾊﾞｰﾅｰ噴霧可）　☐ 液状残さ固着（固液分離）　☑ 泥状（流動性無）　☐ 塊状・固化状 ☐ 粘液状（ﾎﾟﾝﾌﾟｱｯﾌﾟ可）　☐ ｽﾗﾘｰ状（固液懸濁）　☐ 泥状　☐ 成形品（　　） ☐ 水アメ状（高粘度）　☐ 泥状（流動性有）　）　☐ 粒状　☐ その他（　　）					
廃棄物特性	☐ 爆発性　☐ 引火性　☐ 可燃性　☐ 自然発火性 ☐ 禁水性　☐ 酸化性　☐ 有機過酸化物　☐ 急性毒性 ☐ 感染性　☐ 腐食性　☐ 毒性ガス発生　☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性　☐ 有害物質生成　☐ 重合反応性　☐ 混合危険性 ☐ 臭気刺激性　☑ その他（　刺激性はないが臭気あり　）					
荷姿・容量	ﾄﾞﾗﾑ缶	☐ 標準ﾄﾞﾗﾑ　☐ ケミカルドラム　☐ オープンドラム蓋付　☐ オープンドラム蓋無				
	金属缶	☐ ブリキ缶（一斗缶）　☐ ペール缶　☐ オープンタイプペール缶　☐ その他（　　）				
	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ容器	☐ ポリ缶　☐ ポリドラム　☐ ポリ袋　☐ その他（　　）				
	ガラス容器	☐ ビン　☐ その他（　　）				
	紙容器	☐ ペーパードラム　☐ ダンボール箱　☐ 紙袋　☐ その他（　　）				
	その他	☐ フレコン　☐ パレット積　☐ バラ　☐ 耐圧容器 ☐ 専用容器　☑ 専用車両 ☐ その他（　　）				
	容器の状態	（　10　）kg・(t)・ﾘｯﾄﾙ・㎥				
	容器の状態	☑ 正常　☐ 腐食　☐ 変形 ※ ﾄﾞﾗﾑ缶の過充填は防止して下さい。（上部10cmは空けておいて下さい） 容器は収集・運搬上安全な状態のものでお願いします。　☐ 処理業者専用容器				
	空容器の処理	☐ 排出事業者への容器返却要　☐ 処理業者処分				
収集運搬	収集運搬方法	☐ 排出事業者持ち込み　☐ 処理業者引き取り				
	車種	☐ ダンプ　☐ トラック　☑ 脱着装置付コンテナ車 ☐ パッカー車　☐ クレーン付トラック　☐ パワーゲート車 ☐ タンクローリー　☐ バキューム車　☑ その他（コンテナ車）				
	最大積載量	（　10　）(t)・ﾘｯﾄﾙ・㎥				
依頼数量	スポット	（　　）kg・t・ﾘｯﾄﾙ・㎥・本・缶・袋・個・車・式				
	継続	（　10　）kg・(t)・ﾘｯﾄﾙ・㎥・本・缶・袋・個・車・式　／ 年・月・週・(日)				
従来処理方法						

○株式会社　エコ計画（寄居エコスペース）　案内図

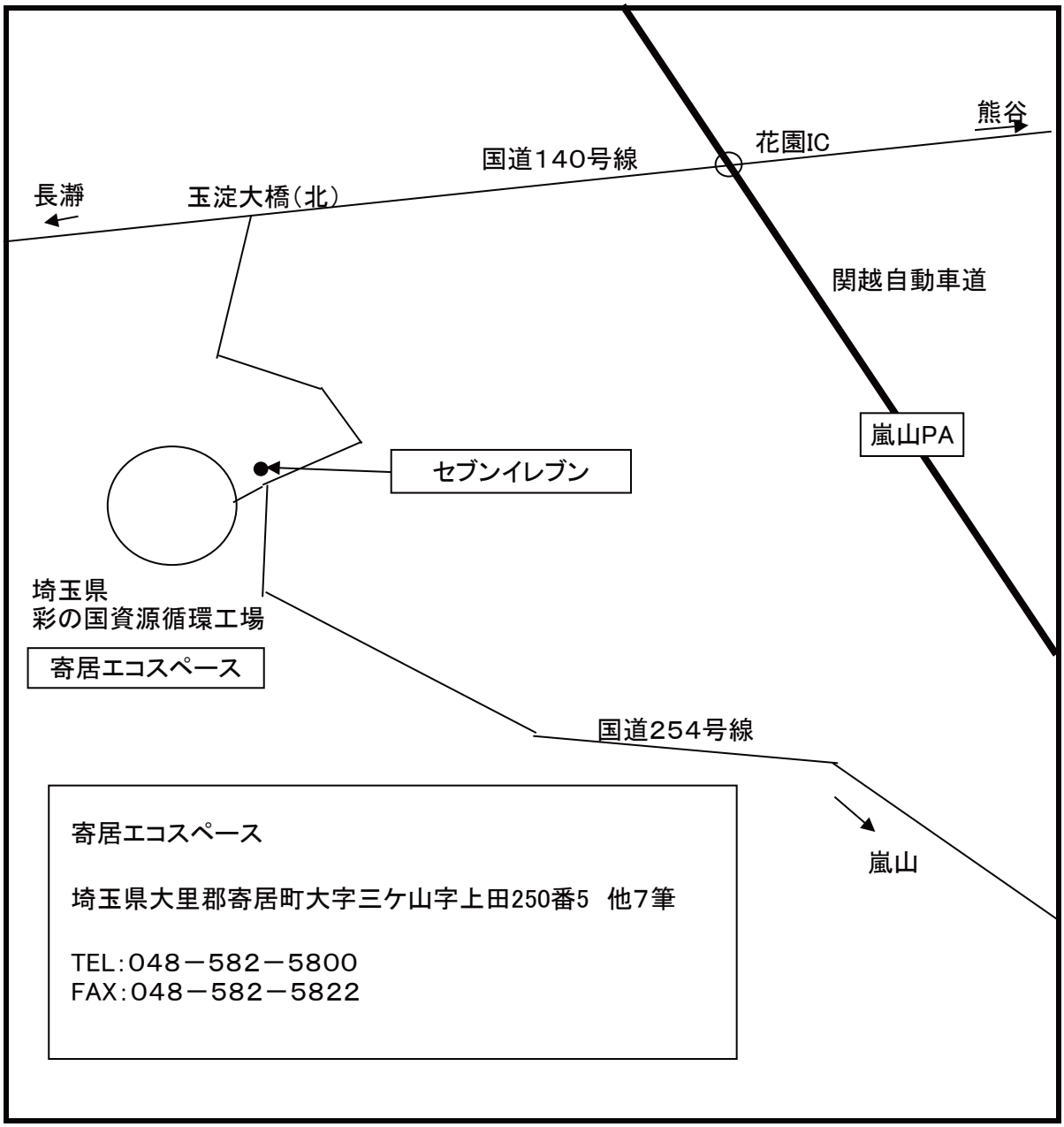

別紙.4-2
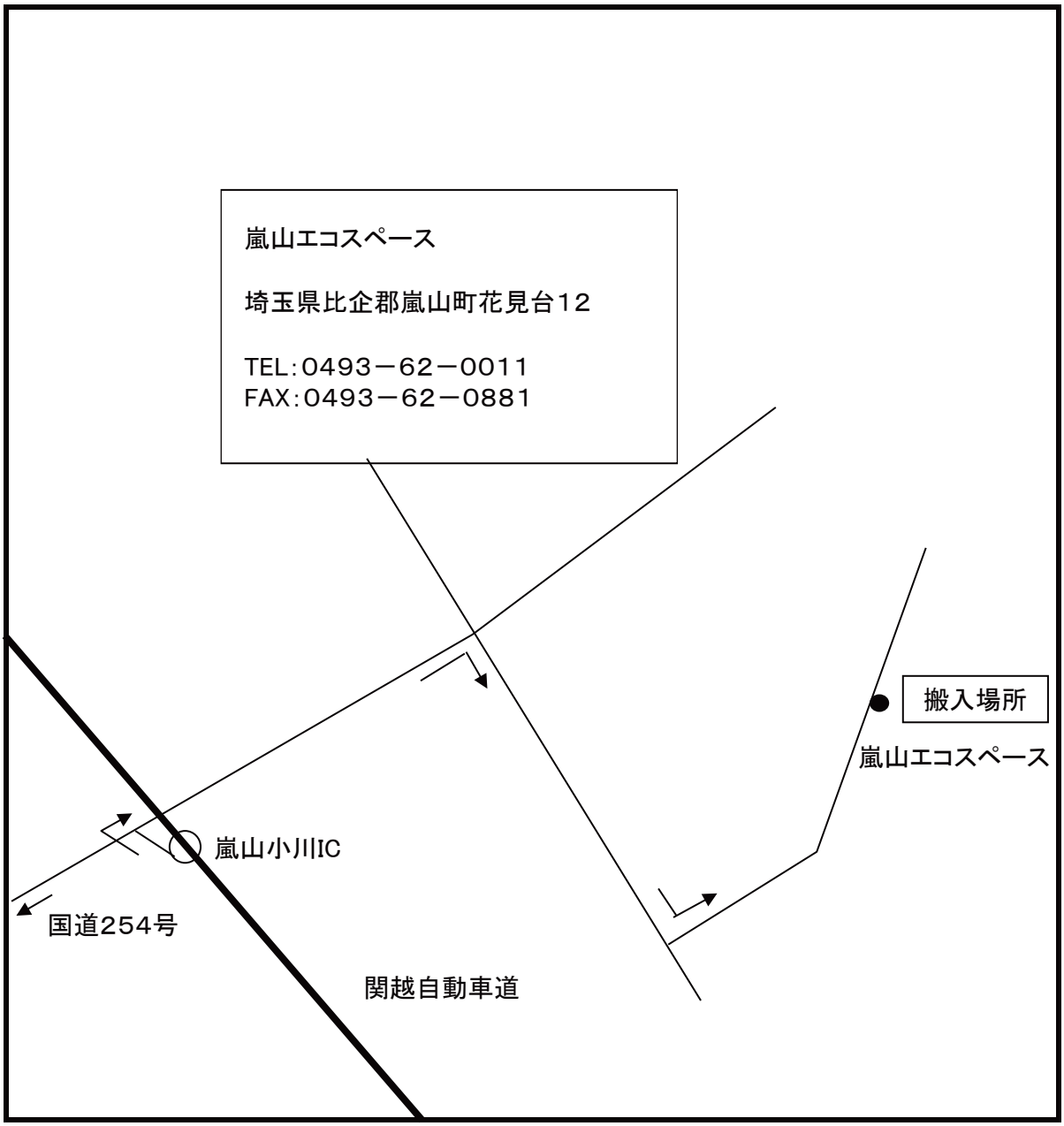
○株式会社　エコ計画（嵐山エコスペース）　案内図